

条例**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。
(開発事業に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に法令に基づく許可若しくは確認がされ、又は申請が行われている開発事業については、第2章から第6章までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に開発事業に関し協定が締結され、又は協議が行われている特定開発事業については、第2章から第6章までの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日から起算して1年以内に、当該特定開発事業を行うに当たり必要な法令に基づく許可又は確認の申請が行われないときは、この限りでない。
(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)
- 4 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条の規定に基づいて協議がされている開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第48号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第14条第1項（同条例第16条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりされた確認の申請であって、この条例の施行の際、確認の処分がされていないものに係る確認の基準については、改正後の茅ヶ崎市のまちづくりにおける手續及び基準等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

趣旨

本附則は、条例や改正条例の施行期日や経過措置等を定めている。

解釈・運用**附則第2項について**

宅地分譲を行っている場合で、条例施行日前に建築確認を提出している宅地が1宅でもあれば、附則第2項の適用を受ける。

改正附則（平成28年条例第48号）について

平成28年条例第48号は、平成29年4月1日から施行され、施行日前に条例第14条第1項に規定する確認の申請（変更確認の申請を含む。以下同じ。）がされたものについては改正前の条例が適用となり、施行日以後に確認の申請がされたものについては改正後の条例が適用となる。